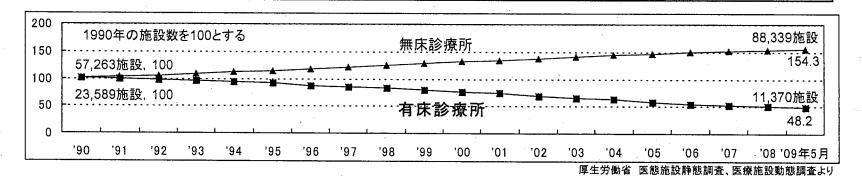
社会保障審議会医療部会 資料

地域医療再生 -特に有床診療所の評価について-

2009年8月26日 日本医師会

なぜ今、「有床診療所」か

1990年に23,589施設あった有床診療所は現在、11,370施設にまで減少している。(病床数は27.2万病床から14.5万床に減少)



しかし、地域の医療提供の現状をみると・・・

- ・緊急時の対応で病院の負担増大。緊急時の対応に住民は不安
- ・病院と在宅、病院と無床診療所のつなぎが必要とされている
- ・医療の必要性の高い要介護者への対応が十分でない
- ・地域全体の地域連携ネットワークの構築が必要とされている





有床診療所を有効に活用することが地域医療の再生につながる

有床診療所の役割

- ・住民の<u>身近にある</u>有床診療所は、国民の病床ニーズに<u>効率よく</u>応えることができる。病院、介護施設の間をつなぐ役割を果たせる。
- •24時間対応の急性期医療に加え、かかりつけ医の役割も果たしている。

今までの提供体制の議論では、有床診療所は無床診療所を含めた「診療所」としてひと括りか、病院病床の付随的な存在、として扱われてきた。

前回報酬改定前の中医協では、支払い側から「有床診の実態がよくわかるようにして欲しい」「実態がわかれば議論も進むであろう」と意見が出されている。



有床診療所の役割に対する理解を広く得るべき

有床診療所の5つの機能

有床診療所は大別して5つの機能を果たしている。それぞれの有床診はひとつの機能だけでなく、複数の機能を持つことが多い。また、地域ニーズに応じてそれぞれの地域で必要な機能を果たしている。

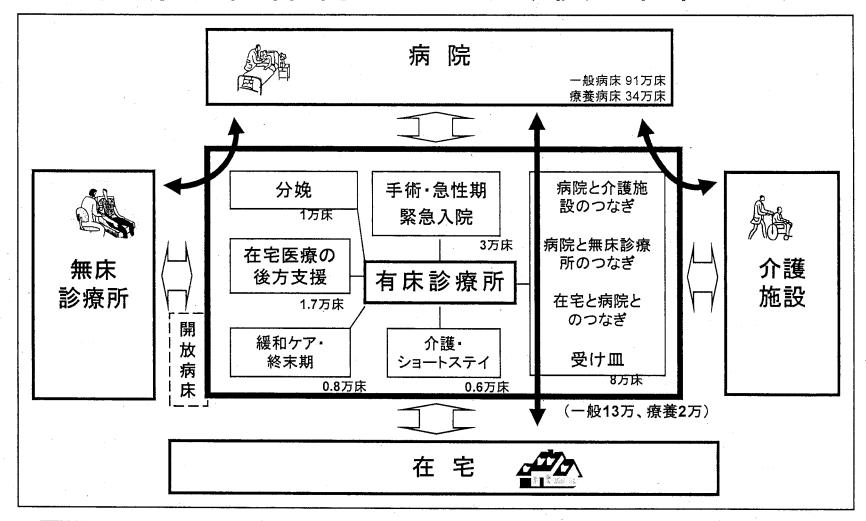
- ・ 地域医療のなかで専門医療・急性期医療を担い病院の負荷を軽減する※ (夜間・休日の緊急時も含む)
- ・ 地域の病院からの早期退院患者を含めた患者の受け皿として機能
- ・ 地域の在宅医療の拠点診療所として在宅医療の後方支援に病床を活用
- 終末期医療などのニーズが高まる分野への取り組みを行なう
- 特にへき地・離島では唯一の入院施設として機能



病床閉鎖が続く中、これらの機能を今後も果たしていくための方策が急務

※産科については全国の48.0%を占める523,199件の出生が有床診療所における分娩である(病院は50.8%)。(平成19年人口動態統計)

医療提供体制における今後の位置づけ



医療提供体制のなかで日本固有の「有床診療所」の位置づけを明確にし、貴重な医療資源である15万床を有効に活用すべき

図中の病床数はすべての病床が利用されるという仮定で既存調査より算出。急性期患者は全体の19.8%、在宅医療からの患者は11.0%、終末期もしくは緩和ケアの患者は5.3%、内科的治療とリハビリは53.3%。分娩を実施している産科施設が1700施設、産科が平均6床とした。

今後の方策

- それぞれの地域で有床診療所の機能を生かしていく
- 医療提供体制のなかで有床診療所の位置づけを確立する
- ・ 地域連携(有床診同士も含む)のさらなる取り組みを行なう
- ・ 病院、無床診療所、介護施設の隙間を埋めるわが国特有の医療提供施設として、地域の<u>医療計画</u>に組み入れる

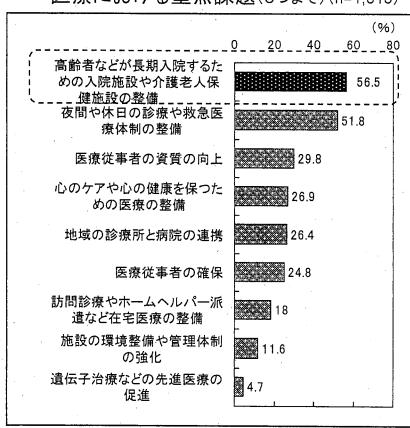
経営基盤の安定化必要 国民へのアピールも必要 長期的には小規模な病床を有効に利用する手法を検討

参考資料

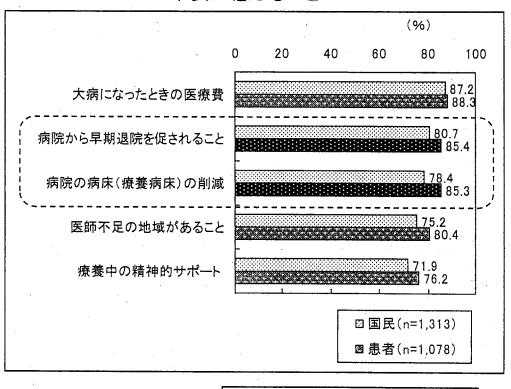
国民の病床に対する意識

国民が考える最重点課題は「高齢者などが長期入院するための入院施設」である。2年前の調査では救急医療体制がトップであったがそれに置き換わった。また、病院からの早期退院、病床の削減に対する不安も高い。

医療における重点課題(3つまで)(n=1,313)



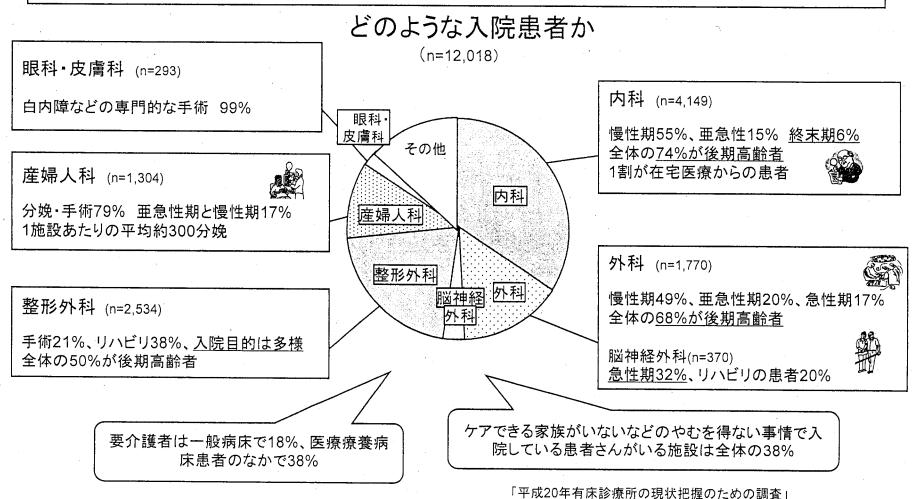
不安に感じること



「第3回 医療に関する意識調査」2008年

有床診療所の入院患者

有床診療所は地域事情に応じて、診療科にとらわれず、急性期、慢性期など多様な入院患者を受け入れている。急性期から在宅医療、終末期にいたるさまざまな病態の患者へ一貫した医療提供が可能である。



参考資料 - 2

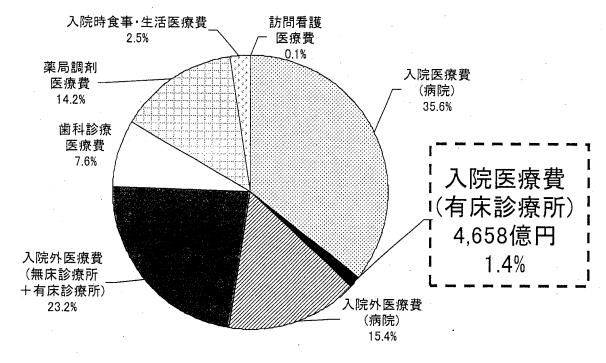
運営上の課題

- ・夜間の看護職員の確保と人件費
- ・24時間対応の医師の負担大(疲弊)
- ・継承者がいない・医師の高齢化
- ・ 要介護患者、認知症患者への対応
- ・終末期医療の負担大
- ・在宅医療のための人員不足

国民医療費

平成18年度国民医療費33.1兆円のうち、有床診療所の入院医療費は1.4%の4700億円である。

平成18年度国民医療費(33兆1,276億円)



厚生労働省「平成18年度国民医療費の概況について」

参考資料 - 4

有床診療所(一般病床)の入院基本料

	有床診療所入院基本料 1	有床診療所入院基本料 2
看護配置基準 ※看護師·准看護師	5人以上 (1医療機関あたり)	1人以上5人未満(1医療機関あたり)
7日以内	810点	640点
8日~14日	660点	480点
15日~30日	490点	320点
31日以上	450点	280点

(参考) 病院(一般病棟)の入院基本料

	10対1入院基本料	15対1入院基本料
看護配置基準	10対1以上	15対1以上
※看護師·准看護師	(1病棟あたり)	(1病棟あたり)
14日以内	1,728点	1,382点
15日~30日	1,492点	1,146点
31日以上	1,300点	954点